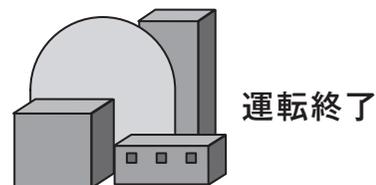
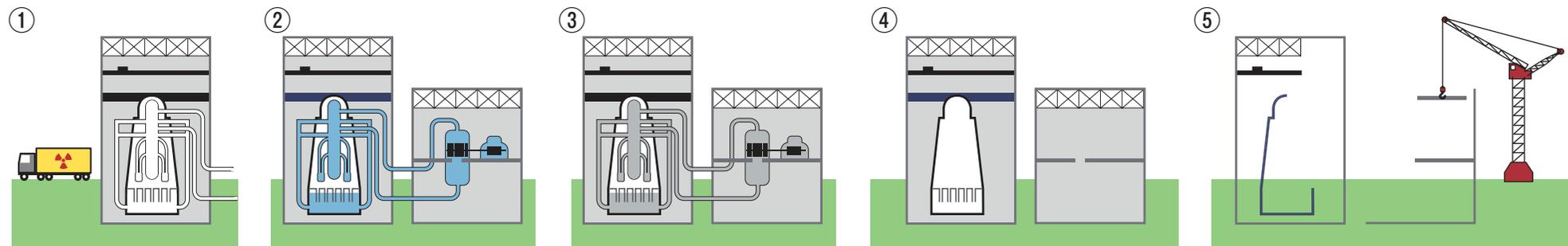


原子力発電所の廃止措置プロセス



●廃止措置の標準工程^(注):沸騰水型原子炉(BWR)



① 使用済燃料の搬出

使用済燃料や未使用の燃料等を、再処理工場や貯蔵施設等に搬出。搬出先において、使用済燃料等は適切に管理・処理。

② 系統除染「洗う」

後の解体撤去作業等を行いやすくするために、施設の配管・容器内に残存する放射性物質を、化学薬品等を使って可能な限り除去。

③ 安全貯蔵「待つ」

適切な管理のもと施設を必要に応じた期間、安全に貯蔵し、放射能の減衰を待ち、後の解体撤去作業等を行いやすくする。

④ 解体撤去(1)「解体する(内部)」

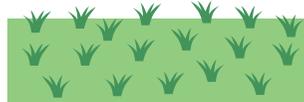
放射性物質を外部に飛散させないように、まず建屋内部の配管・容器等を解体撤去。その後、建屋内の床や壁面等の放射性物質の除去作業を行う。

⑤ 解体撤去(2)「解体する(建屋)」

建屋内の放射性物質を目標とおり除去したことを確認したうえで、その後は通常のビル等と同様に建屋の解体作業を行う。

廃棄物処理・処分

廃棄物は、放射能のレベルにより区分し、それぞれ適切に処理・処分。



跡地利用

跡地は、法的な手続きを経て、安全性が確認できれば、さまざまな用途に活用できる。

また現在一つの案として、地域社会との協調を取りながら、引き続き原子力発電用地として有効に利用することも考えられている。

(注) 具体的な方法については、状況に応じて事業者が決定し、原子力規制委員会が安全性を確認